

➤ 解体業について

・ 目次

項目	ページ
(1) <a href="#">解体業者の概要</a>	
① <a href="#">解体業者の位置付け</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
② <a href="#">解体業者の行為義務</a> . . . . .	<a href="#">2</a>
(2) <a href="#">解体業者の許可基準</a>	
① <a href="#">施設の基準</a> . . . . .	<a href="#">6</a>
② <a href="#">能力の基準</a> . . . . .	<a href="#">12</a>
③ <a href="#">人的要件</a> . . . . .	<a href="#">13</a>
(3) <a href="#">解体業者の許可申請等</a>	
① <a href="#">解体業の新規許可申請</a> . . . . .	<a href="#">14</a>
② <a href="#">解体業の許可申請後に必要な事項</a> . . . . .	<a href="#">15</a>
③ <a href="#">解体業の許可の更新</a> . . . . .	<a href="#">16</a>
④ <a href="#">解体業の変更届出</a> . . . . .	<a href="#">17</a>
⑤ <a href="#">解体業の廃業等の届出</a> . . . . .	<a href="#">19</a>

## (1) 解体業の概要

### ① 解体業の位置づけ

船橋市内の事業所において、使用済自動車の解体を行う場合、船橋市から**解体業の許可**を受ける必要があります。

解体業者は使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行う役割と、エアバッグ類を自動車製造業者等に引渡す役割を担っており、**使用済自動車を再資源化**するために、非常に重要なものとなっています。

※ 市内に複数の事業所がある場合、解体を行うすべての事業所について許可を取得する必要があります。

※ 船橋市以外の事業所がある場合については、各事業所所在地の都道府県知事等の許可が必要です。

#### 解体業の許可が必要な行為

##### ◆ 使用済自動車から**エアバッグ類を回収**する行為

使用済自動車に搭載されているエアバッグ類のインフレーター（ガス発生器）等を回収する場合は解体業の許可が必要です。

※ 自動車製造業者等から委託を受け、エアバッグ類を車上作動処理する場合も、エアバッグ類の回収作業と認められており、解体業の許可が必要です。

##### ◆ 使用済自動車から**部品等を回収**する行為

使用済自動車から、取り外しにより自動車の基本性能が損なわれる部品を取り外す場合は、解体業の許可が必要です。

※ カーステレオやカーナビなど、取り外しにより自動車の基本性能が損なわれない付属品を取り外す場合には、解体業の許可は不要です。

### ② 解体業者の行為義務

#### ◆ 引取り義務

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、その**使用済自動車を引き取る義務**があります。

ただし、正当な理由がある場合は引取りを断ることができます。

#### 正当な理由

- ✓ 天災その他やむを得ない事由により引取りが困難である場合
- ✓ 使用済自動車に異物が混入している場合
- ✓ 使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ✓ 引取りの条件が通常取引条件と著しく異なる場合
- ✓ 法令の規定、公の秩序、善良な風俗に反する場合

## ◆ エアバッグ類回収義務

エアバッグ類は、特段の作業をせずに他の解体業者に引き渡す場合を除き、**適正に回収**しなければなりません。

回収義務があるのは、具体的には、運転席・助手席のエアバッグ、サイドカーテン式のエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等の**インフレーター等(ガス発生器)部分**です。

### エアバッグ類回収方法

エアバッグの回収は①、②のいずれかの方法で行う必要があります。

- ① インフレーター等を取り外し回収し、自動車製造業者等に**引取基準**に従って引き渡す方法

#### ※エアバッグ類引取基準

性 状	<ul style="list-style-type: none"><li>・エアバッグはインフレーター等（ガス発生器）の状態、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること</li><li>・電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置をはたらかせた状態であること</li></ul>
荷 姿	<ul style="list-style-type: none"><li>・1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと</li><li>・上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること</li></ul>
引取方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと</li><li>・電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること</li></ul>

- ② 自動車製造業者等からの委託を受けての**車上作動処理**による方法

※車上作動処理は、使用済自動車に搭載されたままの状態、エアバッグ類を作動させる処理であり、大きな作動音を伴うため、**周辺環境や作業場の状況によっては車上作動処理を行うことができない**場合もあります。

※自動車製造業者等は、車上作動処理が可能な環境であるか否かを確認した上で、車上作動処理の委託契約を締結します。

## ◆ 再資源化の義務

解体業者が引取った使用済自動車の解体を行うときには、当該使用済自動車から有用な部品を分離し、部品やその他製品の一部として利用することができる状態にすること等により、使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。

再資源化の方法については、解体業者による使用済自動車の再資源化基準が定められています。

### 再資源化基準（解体業）

- ① 部品、材料等の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、破損や回収への支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

※ 野積み等の不適正な保管を行うことにより、有用な部品の破損や、取り外しに支障が生じ、部品等が円滑に再資源化できなくなります。

- ② 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、これらの再資源化を自ら行うか、再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。

※ 解体工程で回収されなければ、破碎工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッダーダストの量を増加させ、そのリサイクルが困難なものとなってしまいます。

※ これらの物品を回収しないで解体自動車を破碎業者に引渡ししようとする場合、引取りを拒否されることとなります。

- ③ ②以外の部品、材料等の有用物についても、技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から回収し、これらの再資源化を自ら行うか、再資源化を業として行うことができる者に引き渡すこと。

- ④ ②、③により回収した部品、材料等の有用物については、その再資源化を行うまでの間、適正に保管するよう努めること。

※ 適正に保管されないことにより、破損や劣化等が生じる場合があります。

## ◆ 使用済自動車引渡し義務

引取りした使用済自動車を他の解体業者または破碎業者に引き渡す義務があります。

なお、他の解体業者や破碎業者にも引取り義務がありますが、正当な理由があれば引取りを拒否される場合があります。

◆ **使用済自動車引取り・引渡し報告、エアバッグ類引渡し報告**

使用済自動車の引取りや引渡しまたはエアバッグ類の引渡しを行ってから3日以内に、自動車リサイクルシステムによって、**引取りや引渡しを実施したことを報告**する必要があります。

**報告事項**

① **使用済自動車引取り報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ 使用済自動車の引取りを求めた者の氏名（名称）及び所在地
- ✓ 解体業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 引取りした使用済自動車の車台番号
- ✓ 解体を行わない場合はその旨

② **使用済自動車引渡し報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ 解体業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ 使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地
- ✓ 引渡しした使用済自動車の車台番号
- ✓ 使用済自動車の運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
  - ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要
- ✓ 使用済自動車が全部利用される場合はその利用方法

③ **エアバッグ類引渡し報告**

- ✓ 使用済自動車の移動報告番号
- ✓ 解体業者の氏名（名称）、登録番号、事業所名、事業所の所在地、連絡先
- ✓ エアバッグ類の引渡しを受ける者の氏名（名称）、事業所名、事業所の所在地
- ✓ 引渡ししたエアバッグ類が搭載されていた使用済自動車の車台番号
- ✓ 使用済自動車の運搬を受託した者の氏名（名称）、許可番号
  - ※ 運搬を他の者に委託する場合のみ必要
- ✓ エアバッグ類運搬用パレットに付された番号

◆ **運搬の基準**

使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業許可は不要ですが、**廃棄物処理基準に従って運搬**しなければなりません。

## (2) 解体業の許可基準

適正に解体業の業務を実施するために、施設の基準、能力の基準、人的要件の許可基準があります。解体業の許可を取得するためには、これらの許可基準すべてに適合していなければなりません。

### ① 施設の基準

#### ◆ 使用済自動車等の保管施設

引取りした使用済自動車又は解体自動車を解体するまで保管するための施設について、使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のための基準が定められています。

#### 囲い等

- ・みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが、事業所全体又は保管施設の周囲に設けられていること。
  - ・保管施設の範囲をロープ等の目印となるものを地面に固定することや床面にペンキ等で白線を引くこと等により明確にすること。
  - ・囲いの高さは地盤面より1.8m以上であること。
  - ・人が容易に出入りできない材質の囲いを設置すること。
- ※使用済自動車の荷重が直接囲いにかかる構造である場合は、構造耐力上安全であり、変形及び損壊の恐れがないものでなければならぬため、金網フェンスやトタンフェンス等は認められません。
- ・木杭に有刺鉄線等を張って囲いとする場合は、人が容易にくぐり抜けられない程度に鉄線等を張ること。

規格・材質	(1種) #14 径2.0mm以上
杭の間隔	2.0m以内
張り間隔	0.3m以下の6本張り以上

- ・囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。

◆ 解体作業場以外の場所における使用済自動車等の保管施設

老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものがあることから、これらを保管する際に、廃油・廃液が漏出しても**外部への流出や地下浸透を防止**する構造の基準が定められています。

※ 保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することや廃油及び廃液の漏出を防止する為に必要な措置が講じられていることが標準作業書の記載から明らか場合は基準の対象外となりますが、地面に油染みが散見される等、漏出の防止が十分でないとは判断される場合には、基準に適合させる必要があります。

<p><b>囲い等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済自動車等の保管施設の囲い等の基準と同様</li> </ul>
<p><b>床面構造</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートやこれと同等以上の効果を有する構造で築造すること。</li> <li>・ 流出防止のための構造に液状物が自然に集まるよう、適切な傾斜を設けること。</li> <li>・ 鉄筋コンクリート舗装の厚さは150mm以上で適切な配筋を有すること。</li> <li>※ 鉄筋コンクリート舗装の厚さが150mm以下の場合は、保守点検を確実にやり、ひび割れ等が発見された場合には直ちに補修する、鉄板を敷くなどの対応を標準作業書に記載する。</li> <li>・ 重機を使用する場合は、その荷重に耐えられること。</li> </ul>
<p><b>流出防止構造</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃油の事業場からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</li> <li>・ 油水分離装置は、汚水の流入量や水質に応じた十分な能力を有するものを設置すること。</li> </ul>

◆ 廃棄物処理法の廃棄物保管基準

使用済自動車及び解体自動車は廃棄物に該当するとみなされるため、**廃棄物処理法の保管基準**が適用されます。

<p><b>囲い等</b></p>	<p>・ 使用済自動車等の保管施設の囲い等の基準と同様</p>									
<p><b>掲示板の設置</b></p>	<p>・ 必要な事項を表示した規定の大きさ以上の掲示板を見やすい場所に設置すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>大きさ</b> 縦・横ともに<b>60センチメートル</b>以上</p> <p><b>記載事項</b> 廃棄物保管場である旨、廃棄物の種類、保管場管理者の名称(氏名)及び連絡先、最大保管高さ、最大保管量</p> </div>									
<p><b>流出・地下浸透・悪臭発散の防止</b></p>	<p>・ 汚水が発生するおそれがある場合は公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、床面を不浸透性の材料で被膜すること。</p>									
<p><b>害虫等の発生防止</b></p>	<p>・ ねずみの生息や蚊・ハエ等の害虫の発生を防止するための措置を講じること。</p>									
<p><b>保管の高さ</b></p>	<p>・ 保管の高さは、以下のとおりとすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>囲いからの距離</th> <th>高さ</th> <th>積み上げ段数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 m まで</td> <td>3 m</td> <td>おおむね 2 段</td> </tr> <tr> <td>3 m 以上</td> <td>4. 5 m</td> <td>おおむね 3 段</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	囲いからの距離	高さ	積み上げ段数	3 m まで	3 m	おおむね 2 段	3 m 以上	4. 5 m	おおむね 3 段
囲いからの距離	高さ	積み上げ段数								
3 m まで	3 m	おおむね 2 段								
3 m 以上	4. 5 m	おおむね 3 段								
<p><b>保管の日数</b></p>	<p>・ 120日以内に他の解体業者または破砕業者に引き渡すこと。 ※自動車リサイクルシステムにおいて、引取報告した日から120日以内に引渡報告がない場合、確認通知があります。</p>									



◆ 使用済自動車等を解体するための施設

・ 燃料採取場所（規則第57条1号ハ）

解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行う為には、解体に先立ち自動車燃料の抜き取りを行うことが必要です。

燃料の抜き取りを行うときは、燃料をこぼすことがないように作業を行うことが第一ですが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するための基準が定められています。

※ 燃料の保管施設については、消防法の許可が必要な場合があります。

また、消防法や船橋市火災予防条例において、施設における貯蔵、取扱いの技術上の基準が定められています。

※ 燃料がこぼれた場合の措置については、標準作業書への記載も必要です。

<b>床面構造</b>	・ 使用済自動車等の保管施設の床面構造の基準と同様。
<b>流出防止構造</b>	・ 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためます又はこれと同等以上の効果を有する装置（ためます等）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 ※ 同等以上の効果を有する装置として、油水分離装置と共用することも可能です。その場合は、燃料採取場所に降る雨水量を勘案して油水分理装置の能力を定める必要があります。 ・ ためます等は、こぼれた燃料が十分回収できる容量があり、ひび割れ等がないこと。 ・ ためます等の近くにドラム缶等の容器を置くことができ、ポンプによる吸い上げ等により、燃料を確実に回収できる構造であること。 ・ 排水溝は、燃料採取場所に降った雨のみが流入し、滞留しないよう傾斜のついた構造であること。

## ・ 解体作業場

解体の工程での使用済自動車からの廃油（燃料を除く）・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の**各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜取る**ことが必要です。

その際に、廃油や廃液がこぼれないような作業を行うことが第一ですが、万が一こぼれた場合であっても、廃油や廃液が**地下に浸透又は外部に流出することを防止**するための基準が定められています。

回収装置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済自動車から廃油・廃液を回収することができる装置を有すること。</li><li>※ 手作業による回収が適切かつ確実に行為ることが標準作業書の記載から明らかな場合は不要です。</li></ul>
床面構造	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済自動車等の保管施設の床面構造の基準と同様。</li></ul>
流出防止構造	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離槽及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</li><li>・ 油水分離装置は、汚水の流入量や水質に応じた十分な能力を有するものを設置すること。</li><li>※ 雨水が流入しない場合は、解体作業場内で使用する洗浄水の最大使用量に応じた量とします。</li><li>※ 雨水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量・敷地の面積等を勘案した能力が必要です。</li></ul>
雨水流入防止構造	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 横殴りの雨でも雨水の浸入を防ぐことができる、金属、コンクリート等による強固な壁、耐久性のある屋根や覆いが設けられていること。</li><li>※ 市街化調整区域における屋根等の設置については、<b>開発許可担当部局との調整</b>が必要です。</li><li>・ 壁は床面及び屋根と完全に設置していること。</li><li>・ 周囲から解体作業場内に水が流入しない構造であること。</li></ul> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 解体作業場の周囲に雨水吐きのための排水溝(開渠)が設けられている構造</li><li>✓ 解体作業場の床面が周囲の地面よりも高くなっている構造</li><li>✓ 解体作業場の周囲に浸透・越流しない高さの堰堤が設けられている構造</li></ul>

## ・ 部品保管設備

使用済自動車から分離した部品には廃油や廃液が付着している場合があります。

その廃油や廃液は、部品を保管する前に適切な抜き取り・拭き取り作業により、大部分が取り除かれています。降雨等により**地下に浸透又は外部に流出することを防止**するための基準が定められています。

※ オイル等を抜取ることによって品質が劣化するおそれのある部品もあります。

そのような部品については、漏れることのないように確実に密栓し、破損することのないよう注意して保管してください。

※ 取り外した部品が他人に有償で売却できずに廃棄物となった場合には、廃棄物処理法の保管基準が適用されます。

<b>床面構造</b>	・ 使用済自動車等の保管施設の床面構造の基準と同様。 ※ 保管場所の下に鉄板やゴムシート等を設置することや部品の下にオイルマットやウエス等を敷くことで地下浸透を防止することも可能。
<b>流出防止構造</b>	・ 部品に雨水等がかからないようにするため、屋根、覆い等の設備を有すること。 ※ コンテナや密閉型蓋付ボックスで保管することや部品を遮水性シートで覆うことにより対応することも可能です。
<b>害虫等の発生防止</b>	・ ねずみの生息や蚊・ハエ等の害虫の発生を防止するための措置を講じること。 ※ 特に、屋外でタイヤ等を保管する場合は、乱雑に積むと水が溜まり、ボウフラの発生源となりやすいので注意してください。 タイヤ内に水が溜まらないようシート等で覆う、溜まった水を捨てて積み直す等の措置が必要です。

◆ **解体自動車保管施設**

解体した後の解体自動車の保管場所についても、外部からの人の**侵入防止**及び**保管区域の明確化**のための基準が定められています。

※ 定められている基準は使用済自動車の保管施設と同様です。

## ② 能力の基準

- ◆ 必要事項を記載した**標準作業書を常備**し、その内容を**従事者に周知**していること。

### 標準作業書の記載事項

- ① 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ② 廃油及び廃液の回収、事業場からの流出の防止及び保管の方法
- ③ 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収方法を含む。）
- ④ 油水分離装置及びためます等の管理の方法
- ⑤ 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- ⑥ 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- ⑦ 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- ⑧ 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨ 火災予防上の措置

※ 標準作業書の作成については、「[自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン](#)」を参考にしてください。

※ 標準作業書は、記載している作業工程の見直しや改善を行った都度、記載内容も見直す必要があります。

- ◆ 事業計画書や収支見積書から、**解体業を継続**できないことがあきらかでないとは判断できること。
- ※ 不適正に保管している使用済自動車等を撤去する計画が事業計画書の中で示されない場合や、不適正に保管している使用済自動車等を撤去する為の資金的な目途が収支見積書に示されない場合には、解体業を継続できないものと判断します。

### ③ 人的要件

解体業許可申請者が①から⑩までのいずれにも該当しないこと。

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ③ 以下のいずれかにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ・ 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令及び法令に基づく処分に違反した場合

#### 生活環境の保全を目的とする法令

- ✓ 大気汚染防止法
- ✓ 騒音規制法
- ✓ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ✓ 水質汚濁防止法
- ✓ 悪臭防止法
- ✓ 振動規制法
- ✓ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ✓ ダイオキシン類対策特別措置法
- ✓ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
  - ・ 刑法 204 条、206 条、208 条、208 条の 3、222 条、247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯した場合
- ④ 解体業・破砕業（自動車リサイクル法）の許可、一般廃棄物処理業・産業廃棄物処理業（廃棄物処理法）の許可、浄化槽清掃業（浄化槽法）の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
  - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - ⑦ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑥までのいずれかに該当するもの
  - ⑧ 法人である場合、その役員又は政令で定める使用人のうち①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

#### 政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者である者。

- ✓ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ✓ 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- ⑨ 法人である場合、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑩ 個人である場合、政令で定める使用人のうちに①から⑥までのいずれかに該当する者のあるもの

### (3) 解体業の許可申請等

#### ① 解体業の新規許可申請

引取業者やフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、解体を行う業者は、その事業を行うすべての事業所を事業者ごとに、市の許可を取得する必要があります。

#### ◆ 許可申請の流れ

自動車リサイクル法に基づく **許可申請の前に、事前協議が必要**となります。

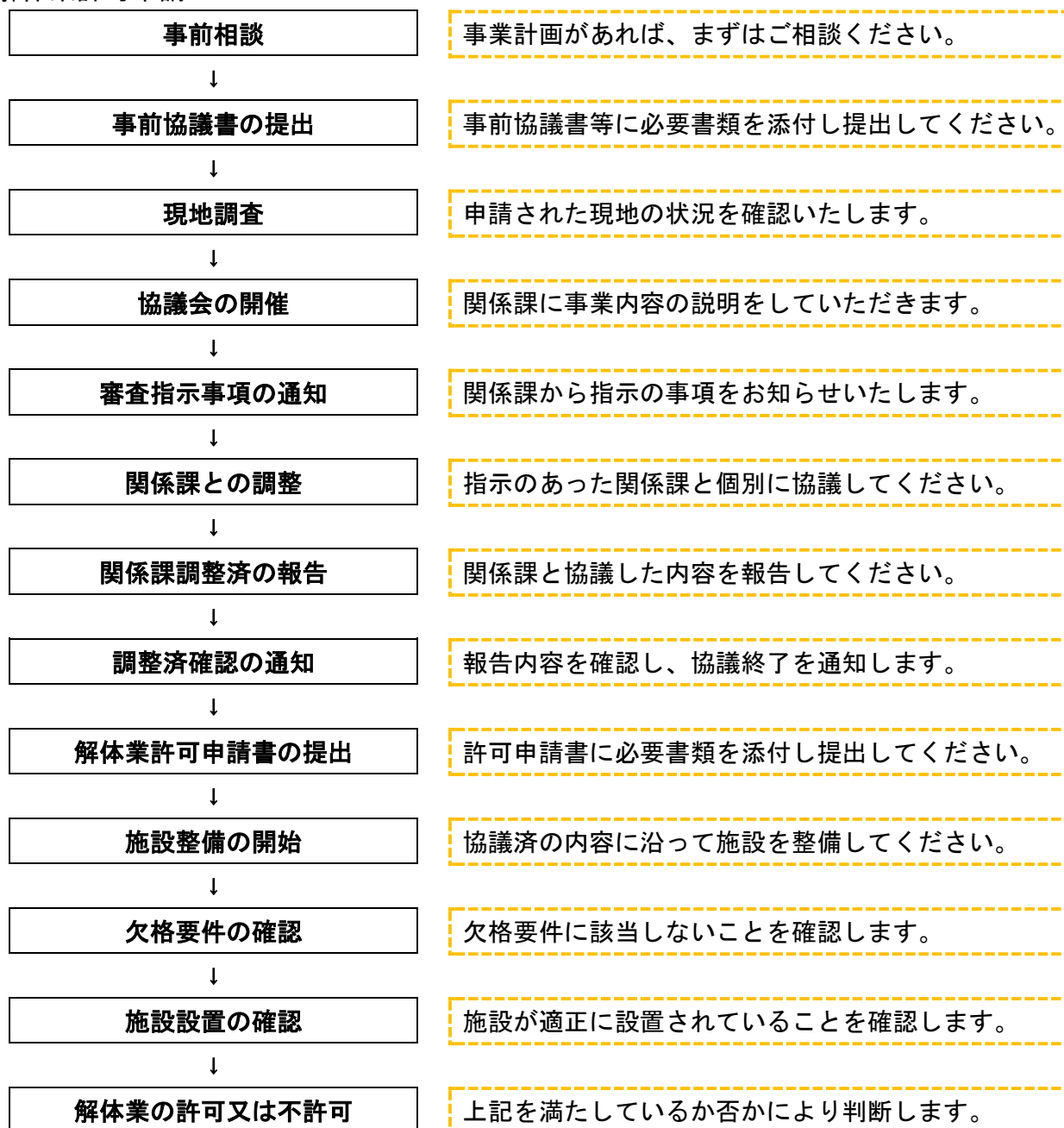
船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱に基づく **事前協議書・事業概要書(事前協議書等)**の提出が必要です。

許可申請の流れは、下記フロー図のとおりです。

※手数料がかかりますので、郵送による受付は行っていません。

※提出書類の詳細や記載方法等については、船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

#### 解体業許可申請フロー



◆ **申請手数料**

許可申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

新規許可申請手数料 78,000円

② **解体業の許可申請後に必要な事項**

◆ **解体業許可証の交付**

許可番号等の情報が記載されている**解体業許可証**を交付します。

交付時に許可業者の義務等について説明いたしますので、郵送等によるお渡しは行っておりません。

解体業許可証は大切な書類ですので、紛失等をしないように保管してください。

◆ **自動車リサイクルシステムへの登録**

解体業許可証を受け取った後に、**自動車リサイクルシステム**への登録が必要です。

自動車リサイクルシステムの登録に関しては、下記をご確認ください。

**問合せ先**

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター

電話番号 : 050-3786-8822

受付時間 : 9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)

**自動車リサイクルシステムホームページ**

<http://www.jars.gr.jp/>

◆ **標識の掲示**

解体業の許可を受けた事業所には、必要事項を記載した規定の大きさ以上の**標識を見やすい場所に掲示**する必要があります。

解体業許可証には必要事項が網羅されているため、その写しを標識として掲げることができます。

また、複数の登録・許可を有する場合は、1枚の標識に各事業の記載事項をすべて記載することもできます。

**大きさ**

縦・横ともに**20センチメートル**以上

**記載事項**

業の種類(解体業者である旨)、名称または氏名、許可番号

### ③ 解体業の許可の更新

解体業の許可の**有効期限は5年間**です。許可証に記載されている有効年月日を確認の上、期限の前に許可の更新手続きを行ってください。

なお、期限を過ぎてしまった場合は、新規の許可が必要になりますので注意してください。

#### ◆ 許可更新の申請

提出書類の詳細や記載方法等については、船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

※ 手数料がかかりますので、郵送による受付は行っておりません。

#### ◆ 申請手数料

更新許可申請時には、下記の申請手数料が必要です。

申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

更新許可申請手数料	70,000円
-----------	---------

#### ◆ 解体業許可証の交付

許可更新時には、解体業許可証を書換え交付します。

前回交付した解体業許可証と交換でお渡しします。

許可証を標識として掲示している場合は、新しい許可証を掲げてください。

最新の解体業許可証を紛失等しないように大切に保管してください。



#### ④ 解体業の変更届出

解体業許可の申請をした内容に変更があった場合は、変更の日から30日以内に変更届を提出する必要があります。

※ 敷地の拡大を伴う変更を行う場合、事前協議が必要となりますので、事前に船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

※ 届出の期日を過ぎてしまった場合は船橋市廃棄物指導課にご相談ください。

##### 変更の届出が必要な場合

- ・ 氏名、名称、住所、代表者氏名(法人の場合)の変更
- ・ 事業所の名称又は所在地の変更（事業所の追加・一部閉鎖を含む。）
- ・ 役員の変更（法人の場合）
- ・ 解体業に使用する設備の変更
- ・ 事業場外保管場の変更

#### ◆ 変更の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、登録変更の届出を行ってください。

※ 様式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 解体業者変更届出書	<u>様式第七</u> に必要事項を記入したもの
2. <u>申請者が個人</u> で、氏名、住所に変更があった場合	申請者の <u>住民票の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの</li> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul>
3. <u>申請者が法人</u> で、名称、住所、代表者の氏名に変更があった場合	申請者の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>定款</u> 又は <u>寄付行為</u>
4. <u>申請者が法人</u> で、その役員等に変更があった場合	申請者の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> 役員等の <u>住民票の写し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの</li> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>誓約書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面</li> </ul>
5. <u>申請者に法人の株主・出資者</u> がおり、その者の変更があった場合	法人である株主の <u>履歴事項全部証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日から3ヶ月以内のもの</li> </ul> <u>誓約書</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面</li> </ul>

6.	<u>申請者に個人の法定代理人</u> がおり、その者の氏名、住所に変更があった場合	法定代理人の <u>住民票の写し</u> ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの <u>誓約書</u> ・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面
7.	<u>申請者に法人の法定代理人</u> がおり、その者の名称、住所、代表者の氏名に変更があった場合	法定代理人の <u>履歴事項全部証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 法定代理人の <u>定款</u> 又は <u>寄付行為</u>
8.	<u>申請者に法人の法定代理人</u> がおり、その役員等に変更があった場合	法定代理人の <u>履歴事項全部証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 法定代理人の役員等の <u>住民票の写し</u> ・ 本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のあるもの ・ 発行日から3ヶ月以内のもの <u>誓約書</u> ・ 自動車リサイクル法第62条第1項第2号に該当しないものであることを誓約する書面
9.	保管場等の施設に変更があった場合	施設の <u>平面図・立面図</u> 等 ・ 変更のあった施設の構造を明らかにする図面 施設の <u>能力計算書</u> ・ 保管容量等の計算根拠が確認できるもの
10.	事業所外保管場を新設する場合	自己の所有地 土地の <u>登記事項証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの
	自己以外の所有地	土地の <u>登記事項証明書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの 土地の <u>賃貸借契約書</u> ・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 施設としての使用が可能だと認められるもの
11.	事業所外保管場の案内図	<u>事業所外保管場に変更</u> があった場合 ・ 変更のあったすべての場所の案内図
12.	解体業許可証の写し	最新の <u>解体業許可証の写し</u>

◆ **解体業許可証の交付**

許可証の記載内容に変更があったときには、解体業許可証を書換え交付します。

前回交付した許可証と交換でお渡しします。

最新の許可証を紛失等しないように大切に保管してください。

### ⑤ 解体業の廃業等の届出

解体業者を廃業した場合は、廃業した日から30日以内に廃業届を提出する必要があります。

#### 廃業の届出が必要な場合

- ・ 事業者が個人で、その者が死亡した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が合併により消滅した場合
- ・ 事業者が法人で、その法人が解散した場合
- ・ 事業者が解体業を廃止した場合

#### ◆ 廃業の届出

下記の必要書類一式を市に提出し、廃業の届出を行ってください。

※ 書式の記入方法については、「届出様式記載例」を参考にしてください。

必要書類	備考
1. 解体業者廃業届	書式に必要事項を記入したもの
2. 解体業許可証	最新の許可証の原本